

# 関税同盟と最恵国条項

桑原輝路

## 1. 関税同盟

**関税同盟の起源** 関税同盟が最初にあられたのは19世紀前半のドイツにおいてである。1818年プロイセンは関税制度の改革を断行し、国内関税を廃止した。これがのちにドイツ関税同盟を形成する動機となったのであるが、ドイツ関税同盟形成のきざしは、この年すでに現われている。すなわちプロイセンの西に接するシュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼンは、プロイセンと同一の税制を採用した。その後、プロイセンの画策が功を奏し、またドイツ国内の関税撤廃と統一税制実施のためのリストの奔走もあって、関税同盟形成の気運はしだいにかたまり、プロイセン近隣の小国はあいついでプロイセンの関税区域に加入し、1828年には、参加国20余に上るプロイセン関税合同 (Preussisches Zollband) [北ドイツ関税同盟] に発展した。

同じ年の1月、プロイセンの勢力に対抗するため、バイエルンとヴェルテンベルクは南ドイツ関税同盟 (Süddeutscher Zollverein) を結成した。また9月には、ハンノーフェル、ザクセン、ヘッセン・カッセルその他の中部ドイツ諸国およびブレーメン、フランクフルトの自由都市のあいだに、中部ドイツ通商同盟 (Mitteldeutscher Handelsverein) が成立した。もっともこの同盟は、前の二つの同盟と異り、関税制度の統一をはかることを目的とするものではなく、単に1834年末まで、他の同盟に加入しないことを約束した極消的な同盟にすぎなかつた。

中部ドイツ通商同盟成立より前、1828年2月、南ドイツのヘッセン・ダルムシュタットは、プロイセンと国境を接していないにもかかわらず、プロイセンとのあいだに関税同盟を結んだ。このことが重要なきっかけとなって、南北両関税同盟合同の気運は進み、1933年3月、ついに両同盟の合同は成り、さらに中

部ドイツ通商同盟のザクセンおよびチュービンゲン諸国の加入の勧誘に成功して、1934年1月1日、ここにドイツ関税同盟 (Deutscher Zollverein) の成立をみるにいたった。その後、ドイツ関税同盟はさらに拡張発展の途をたどり、ドイツの経済的發展を促進し、またこの同盟において終始指導権を握ってきたプロイセンによるドイツ統一の基礎となった。<sup>(1)</sup>

関税同盟は、このように19世紀前半、まずドイツにおこり、それはしだいにヨーロッパ諸国にひろまり、さらにヨーロッパ以外の諸大陸においても、いろいろな国によって計画され、また結成された。<sup>(2)</sup> 現存の関税同盟としては、フランス・モナコ同盟、スイス・リヒテンシュタイン同盟、ベルギー・リュクサンブール同盟、ベルギー・リュクサンブール・オランダ同盟 (ベネリュックス)、ケニア・ウガンダ・タンガニーカ同盟があげられる。<sup>(3)</sup>

**関税同盟の特質** 関税同盟の条件または特質について、国際実行上、問題とされた例は多くはない。

1857年にサルディニア王国首相カヴールによって、オーストリアとの論争に関連して、関税同盟の条件が示されたことがある。

サルディニアとオーストリアとのあいだには、1851年、最惠国条項をふくむ通商条約が締結されていた。一方、オーストリアは、1852年にモデナとのあいだに関税同盟協定を締結し、同協定は1857年に改正された。この改正によって1857年協定は1852年協定より不完全な関税統一を規定することとなった。1857年、カヴールは、オーストリアが関税同盟の名においてモデナに与えた利益をサルディニアにも与えることをオーストリアに対して要求した。カヴールの要求の根拠は、1851年条約の最惠国条項にあった。同条約には、“完全な”関

(1) ドイツ関税同盟について、

松田智雄、「関税同盟前史序説」、史学雑誌、55巻11、12号。

津村秀松、『商業政策』(下)、356—384ページ。

世界歴史事典(平凡社)4。林健太郎、「関税同盟」、317—319ページ。

B. Nolde, *Droit et technique des traités de commerce*, Recueil des Cours d'Académie de Droit International, 1924, II, pp. 440—446.

(2) J. Viner, *The customs union issue*, 1950, pp. 141—169. “List of conventions, decrees, etc., concerning customs unions”.

H.C. Hawkins, *Commercial treaties and agreements, Principles and practice*, 1951, pp. 232—233, note (31).

B. Knapp, *Le système préférentiel et les Etats tiers*, 1959, pp. 56—57.

(3) Knapp, op. cit., p. 57.

税同盟により第三国に与える利益に対しては、最恵国条項は適用されてないという規定があった。しかし、カヴールは、1857年協定の関税取極めは完全な関税同盟を構成するものではない、という見解をとった。そして、たとえ締約国により、その取極めにどのような名称または方式が与えられようとも、その取極めが一定の条件をみたすものでなかったならば、あるいはそのうちの主要な部分をみたすものでなかったならば、そこには単に通商条約が存在するにすぎず、真の関税同盟があるとはいえない、と主張した。関税同盟のみたすべき一定の条件とはなにか。カヴールはつぎの四つの条件をあげた。(1) 輸出および通過税率の統一、(2) 構成国産品の自由交易、(3) 参加国の対外輸入税率の統一および内部関税線の廃止、(4) 関税収入のプールおよびあらかじめ決められた方式による参加国におけるその分配。<sup>(1)</sup>

また 1931 年のドイツ・オーストリア間の関税同盟条約に関する事件において、常設国際司法裁判所は、その勧告的意見のなかで、関税同盟の本質的要素としてつぎの四つの点を指摘している。(1) 関税法および関税率の統一、(2) 第三国に対する関税国境および関税領域の統一、(3) 構成国間の商品取引における輸出入の自由、(4) 対外国境において徴収された関税の一定率による構成国間の分配。<sup>(2)</sup>

ごく最近の例として、1947年10月30日に調印され、1948年1月1日より実施された関税および貿易に関する一般協定（ガット）の第24条8項をあげることができ、ガットにおける関税同盟については、のちに別に述べることにする。

関税同盟の条件または特質に関して、学説の表現は多様である。比較的最近において、この問題を取りあつかった二、三の学者の説をみてみよう。

ヴァイナーは、《完全な関税同盟は、つぎのような条件をそなえていなければならないということは、一般に認められている》として、三つの条件をあげている。(1) 構成領域間における関税の全面的除去、(2) 同盟外からの輸入に

(1) Viner, op. cit., pp. 7—8.

(2) Nolde, La clause de la nation la plus favorisée et les tarifs préférentiels, Recueil des Cours d'Académie de Droit International, 1932, I, p. 94.

有田武夫、「特惠に関する研究」(一)、国際法外交雑誌、49巻5号、80ページ。

対する統一関税の設定，(3) 協定した方式による関税収入の構成国間における<sup>(1)</sup>分配。

多くの学者は、以上のほかに、さらに一、二の条件をつけ加える。例えば、H. F. オッペンハイムは、《関税同盟形成のための条件》として、つぎの四つをあげている。(1) 同盟内における関税の廃止および通商の自由，(2) 関税率の統一，(3) 通商政策の共同方針，(4) 税関行政の統一および関税収入の共同<sup>(2)</sup>勘定。

またクナップは、《関税同盟の特質》として、つぎの五つをあげる。(1) 対外共通関税の設定，(2) 共通通商政策の実施，(3) 関税行政の集中化，(4) 所定の方式による共通関税収入の分配，(5) 内部関税線の<sup>(3)</sup>廃止。

関税同盟の組織形態は、きわめて多様であり、関税同盟の条件ないし特質を明らかにするためには、従来存在した関税同盟および現に存在する関税同盟について、詳細な検討が行われなければならないが、上に引用した若干の実行および学説からみて、つぎの五つの点が関税同盟の特質として、一般に認められているとみてよいであろう。すなわち、(1) 域内関税の廃止，(2) 対外共通関税の設定，(3) 共通通商政策の実施，(4) 関税行政の統一，(5) 関税収入の分配。

## 2. 関税同盟と最恵国条項

**関税同盟と最恵国条項** 最恵国条項の起源は中世にまで遡ることができ、それは通商条約の概念にさえ先立つものである。初期の通商条約においては、最恵国条項は、単に通商の一般的自由および外国商人の法的保護のために適用されたにすぎず、関税に関する最恵国条項はそれよりかなりおくれた。通商条約のなかにおいて、関税に関し最恵国条項が一般に適用されるようになったのは19世紀に入ってからである。そしてそれ以来、最恵国条項は、関税上の利益をその主たる対象とするようになった。

(1) Viner, op. cit., p.5.

(2) H. F. Oppenheim, La clause de la nation la plus favorisée dans la pratique internationale de la Suisse, 1948, pp. 121—123.

(3) Knapp, op. cit., p. 80.

一方、19世紀の前半、まずドイツにおいて関税同盟が形成され、その後、ヨーロッパ諸国により、またヨーロッパ以外の諸国によっても、さまざまな関税同盟が結成されるようになった。関税同盟は、前述のように、構成国間相互において関税を廃止し、ひとつの関税領域を形成するものである。そこで通商条約の最恵国条項との関連において、つぎのような問題が課せられることとなった。すなわち、最恵国条項をふくむ通商条約を締結していた国の一方が、ある国と関税同盟を結成した場合に、その国が他の関税同盟構成国に与える利益を、他方締約国は、最恵国条項にもとづいて要求することができるか。

以下にこの問題に関する諸国の実行と学説をみてみよう。

**諸国の実行** 諸国の実行は、19世紀以来、通商条約のなかに明示的規定をもうけ、関税同盟より生ずる利益を最恵国条項の適用から除外するという形で示された。

1891年12月6日のドイツとオーストリア・ハンガリー間の通商条約第2条はつぎのように規定している。

《第三国に同意したいかなる利益も、同時に他方の締約国に対し、無償で与えられなければならない。

ただし、つぎのものは除かれる。

1) ……………

2) すでに設立され、または将来設立されることのある関税同盟によって締約国の一方により与えられる恩恵……………<sup>(1)</sup>》

このように関税同盟の利益を最恵国条項の適用から除外する規定をもうけている二国間条約の数は非常に多い。<sup>(2)</sup>伊藤述史博士は、その規定の様式によって分類し、つぎの三つの例をあげている。

きわめて簡略に規定しているものとして、1911年8月19日の日仏通商航海条約第18条は、つぎのような規定をもうけている。

(1) Ch. Poznanski, La clause de la nation la plus favorisée. Etude historique et théorique, 1917, p. 123.

(2) 外務省調査部、『最恵国約款適用ノ除外例ニ関スル調査』, 昭和11年, 7—9ページ。  
A.-Ch. Kiss, La convention européenne d'établissement et la clause de la nation la plus favorisée, Annuaire Français de Droit International, 1957, p. 483, note (10).

《最恵国条項は、関税同盟より生ずる恩恵には適用されない。》

より詳細に規定したものとしては、1924年12月2日の英仏通商条約第4条があげられる。

《本条約の規定は、最恵国待遇に関しては、つぎのものには及ばない。

……………

2. すでに締結されたか、または今後締結されることのある関税同盟によって、締約国の一方により与えられる恩恵。》

関税同盟によって国家が負う義務の面から規定したものとして、1924年12月3日のオーストリア・ノルウェー通商条約は、つぎのように規定している。

《最恵国待遇は、すでに存在している、または今後締結されることのある関税同盟によって、締約国の一方に負わされる義務には適用されない。<sup>(1)</sup>》

第二次大戦後結ばれた通商条約においては、ガット成立の前後によって、規定の仕方に変化がみられるが、関税同盟を最恵国条項の適用除外としているところにおいては変らない。ガット成立前のものとして、1946年11月4日の米華友好通商航海条約第26条3項は、つぎのように規定している。

《3. この条約の規定であって、いずれかの第三国に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものは、左記には適用されない。

(i) ……………

(ii) いずれか一方の締約国が、他方の締約国の政府との協議ののち、加盟国となることのある関税同盟にもとづいて与えられる利益。ただし、右利益が右関税同盟の加盟国でない国に及ぼされない間だけとする。<sup>(2)</sup>》

この規定において、関税同盟の加盟国となる場合には、他方の締約国と協議を要することが規定されている点は注目される。これと同様な規定は、1947年2月2日の米伊友好通商航海条約第24条3項においてもみられる。

1953年4月2日の日米友好通商航海条約第14条6項(c)も、ほぼ同趣旨の

---

(1) N. Ito, La clause de la nation la plus favorisée. (Droit international économique), 1930, p. 295.

手塚寿郎, 『最恵国約款論』, 昭和10年, 198—199ページ。

有田, 前掲論文, 77ページ。

(2) 外務省通商審議委員会, 『米華, 米伊友好通商航海条約の研究』, 昭和24年, 98ページ。

規定であるが、1948年から実施されているガットの第24条4項以下の規定を反映して、自由貿易地域もあげられている。

《6. 本条の規定（関税その他の最恵国待遇）は、いずれか一方の締約国が与えるつぎの利益には適用しない。

.....

(c) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟または構成地域となる自由貿易地域の存在にもとづいて与える利益。ただし、当該一方の締約国が、自国の計画を他方の締約国に通報し、かつ協議のための適当な機会を当該他方の締約国に与える場合にかぎる。<sup>(1)</sup>》

1957年2月28日の日本・ノルウェー通商航海条約第16条3項(b)は、さらにガットの規定との関係が明瞭に示されている。

《3. 第7条1の規定（関税その他の最恵国待遇）は、いずれか一方の締約国が与えるつぎの利益には適用しない。

.....

(b) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟または構成地域となる自由貿易地域の構成国に与える特別の利益。ただし、その利益が関税および貿易に関する一般協定の規定に従って与えられることを条件とする。.....<sup>(2)</sup>》

このほか、1955年1月26日のイタリア・イラン通商航海条約第25条は、関税同盟、自由貿易地域およびそれらを形成するための中間協定<sup>3)</sup>（および地域協定）より生ずる利益を最恵国待遇の諸規定の適用外<sup>(4)</sup>においている。また1948年11月5日のイタリア・ギリシャ友好通商航海条約第13条(b)、1955年3月31日のユーゴスラヴィア・イタリア通商航海条約第7条(b)は、最恵国待遇の規定は関税同盟によって課せられる義務には適用されないと規定し、さきに引用した伊藤博士の分類の第三の型と同じ規定の様式をとっている（イタリア・ギリシャ条約においては、関税同盟のほかに地域的経済協定および中間協定が、

(1) 外務省、『条約集』、31集 104巻 (1142).

(2) 外務省、『条約集』、35集 34巻 (1352).

(3) 関税および貿易に関する一般協定、第24条5項参照。

(4) 外務省、『条約集』、33集 34巻 (1229).

ユーゴ・イタリア条約では、自由貿易地域および中間協定が付加されている<sup>(1)</sup>。

以上の諸例が示すように、規定の様式は必ずしも同じではないが、通商条約は、いわゆる関税同盟条項をもうけて、関税同盟より生ずる利益を最恵国条項の適用からはっきりと除外してきた。大部分の通商条約は、関税同盟条項をもち、したがって関税同盟より生ずる特別の恩恵および利益は、最恵国待遇の例外として一般に通商条約において規定されてきたということができよう。

**学説** 上にみたように、通商条約中に、最恵国条項は関税同盟より生ずる利益に対しては適用しない、ということが明記されている場合には問題はないが、そのような関税同盟条項がない場合に、関税同盟の利益に対し、最恵国条項を援用しうるかという問題が生ずる。多くの学者は、関税同盟条項の有無にかかわらず、最恵国条項は関税同盟より生ずる利益には適用しえないという見解をとっている。すなわち、関税同盟の利益に対し、最恵国条項の適用が制限されるということは、慣習法上、認められた原則であるとしている。関税同盟と最恵国条項の問題に関する学説については、すでに手塚氏および有田氏によって詳細に検討されているので<sup>(2)</sup>、ここでは簡単に述べよう。

リードルは、《関税同盟条項が条約中に明示的に規定されているかいないかは問題ではなく、関税同盟条約の内容が最恵国条項の打撃のもとに屈するものではないことは、国際法の承認された原則である<sup>(3)</sup>》と述べている。

同様にオッペンハイムも、《関税同盟構成国が相互に与えあうすべての利益および恩恵を、最恵国待遇から除外するという方向に、ひとつの慣習法が、時代の流れとともに形成されていった<sup>(4)</sup>》と述べている。

またクナップも、関税同盟条約を基礎とする特惠に対しては、最恵国条項に対する慣習法的制限の存在を認めなければならないだろうと述べ、関税同盟の利益に対する最恵国条項の制限が、慣習法にもとづくものであるということは、

(1) 外務省、『条約集』，33集 5巻 (1200)。

外務省、『条約集』，33集 30巻 (1225)。

(2) 手塚，前掲書，199—210ページ。

有田，前掲論文，77—79ページ。

(3) R. Riedl, *La clause de la nation la plus favorisée*, 1928, p. 97.

(4) Oppenheim, *op. cit.*, p. 114.



いかなる場合においても（すなわち条約中に明示的な規定がない場合においても）、最恵国条項の受益国は、関税同盟の名において第三国に与えられる利益を要求しえないということの意味すると述べている。<sup>(1)</sup>

このような見解をとる学者が、最恵国条項は関税同盟の利益に適用しえないと主張するその論拠は、関税同盟を構成する諸国は、同盟の成立によって単一の関税領域を構成し、関税制度の点からみて、もはや相互に外国ではなく、構成国が相互に与える利益は第三国に与える利益とはみなしえない、したがって関税同盟より生ずる利益は、最恵国条項にもとづいて要求しうる性質のものではない、というにある。<sup>(2)</sup>

これに対し、関税同盟が最恵国条項の適用外におかれるためには、条約中にそのことが明確に規定されていなければならない、とする反対説もあるが、<sup>(3)</sup>現在においては、上に引用した諸説のように、関税同盟にもとづく利益に対しては、最恵国条項の適用は制限されるとする慣習法が形成されているとみてよいであろう。

**完全関税同盟と不完全関税同盟** 以上のように、諸国の実行が最恵国条項の適用を制限した関税同盟、また学説が同じく最恵国条項の適用から除外する関税同盟は、いわゆる完全関税同盟についてである。すなわち最初にあげた関税同盟の五つの特質をそなえた関税同盟についてである。

不完全関税同盟とは、そのような五つの特質をかねそなえていない関税同盟をいうのであるが、《もっとも多くの場合に、完全同盟の生誕を妨げるもの、それは域内関税の廃止である》<sup>(4)</sup>。ブロカールはつぎのように述べている。《不完

(1) Knapp, op. cit., p. 319.

(2) このような見解は、引用した Riedl, Oppenheim, Knapp のほかに、なおつぎのような学者によってとられている。

S. Basdevant, La clause de la nation la plus favorisée. Effets en droit international privé, (Extrait du Répertoire de Droit International), 1929, p. 17, N°61.

Ito, op. cit., p. 303.

Nolde, op. cit., 1924, p. 414.

J. Ebner, La clause de la nation la plus favorisée en droit international public, 1931, pp. 154—156.

(3) P. Fauchille, Traité de droit international public, t. I, part. III, p. 495.

McNair, The Law of Treaties, 1938, p. 294.

(4) Knapp, op. cit., p. 79.

全同盟を特色づけるもの、それはなによりもまず構成国間に多かれ少なかれ関税障壁が保持されているということである<sup>(1)</sup>。したがって《域内関税が存続しているかぎり、同盟は不完全である<sup>(2)</sup>》。構成国相互間の関税が撤廃されている完全関税同盟と、いかなる同盟も存在しない状態とのあいだに、いわゆる不完全関税同盟の категорияに属する中間形態があり、それが多かれ少なかれ完全同盟と類似する性格をもっているために、不完全関税同盟とよばれるのであろう。したがって中間形態としての不完全同盟は、本来、多様なものである。

不完全関税同盟と最恵国条項との関係についても、最恵国条項の適用を認める説と認めない説に分かれている。

最恵国条項の適用を認める説は、つぎのようにいう。関税同盟は関税国境の撤廃をもって主要な要素としており、構成国が同一の関税領域を構成するがゆえに、最恵国条項の適用から除外されるのである。不完全関税同盟は、構成国間に中間関税国境が維持されているものであるから、完全関税同盟の場合と同視するべきではない。したがって、不完全同盟より生ずる利益は、当然に、最恵国条項適用の対象とされなければならない<sup>(3)</sup>。

それに対し、完全関税同盟において与えられる恩恵および利益が最恵国条項の作用から除外されるとするならば、不完全同盟において与えられる利益も同様でなければならない、と主張する反対説がある<sup>(4)</sup>。

不完全関税同盟の利益に対しては、最恵国条項の適用を認める説が有力である。関税同盟の利益は最恵国条項の適用から除外されるという原則の濫用をさけるために、すべての関税特惠を関税同盟と称することを許す結果となるような完全同盟と不完全同盟との同一視はさけるべきであろう。

(1) L. Brocard, *Principes d'économie nationale et internationale*, t. III, 1931, p. 131.

(2) Brocard, *op. cit.*, p. 132.

(3) Ito, *op. cit.*, pp. 301 et ss.

Poznanski, *op. cit.*, p. 119.

Oppenheim, *op. cit.*, p. 123—124.

(4) いわゆる a majore ad minus 説。

「大なる物即ち完全関税同盟の場合に、受益国に、同盟による利益の均霑の請求権が生じないとしたら、より小なる物即ち不完全関税同盟の場合にも同様でなければならぬ」という説。

手塚, 前掲書, 210—211ページ 参照。

**経済同盟** 経済同盟という言葉は、従来、関税同盟と同じ意味において用いられた場合があり、<sup>(1)</sup> また関税同盟よりより低い段階のいわゆる不完全関税同盟をさすために用いられた場合があり、さらに関税同盟のわくをこえた経済的利益を与えようとするより進んだ同盟をさすために用いられた場合がある。<sup>(2)</sup>

最近は、経済同盟という言葉は、この第三の意味において一般に使用されているようである。《関税同盟は、その名の示すように、関税問題にのみ関係がある。人および資本の自由な交流のようなより広い問題を取りあつかいはじめるとき、われわれは経済同盟と向い合うことになる》<sup>(3)</sup>。

このような意味における経済同盟は、1867年の Zollverein, 1865年のフランス・モナコ協定、1923年のスイス・リヒテンシュタイン協定のように関税同盟の名によって行われたことがあり、また1921年のベルギー・リュクサンブール協定のように経済同盟として行われる場合もある。これらの同盟においては、関税同盟におけるよりも、経済はより密接に統合され、資本および人の自由な交流が行われた。<sup>(4)</sup>

クナップは、経済同盟の特質をつぎのように述べている。

《関税同盟の特質は全部そなえていなければならない。とくに対外通商政策、対外割当、為替政策および関税は統一されなければならない。

商品、資本および人の交流は、共同体内においていかなる拘束からも自由でなければならない、消費税 (les accises et impôts) はいかなる場所においても同一でなければならない、人は共同体全体のなかにおいて、居住および労働の自由をもたなければならない。》<sup>(5)</sup>

このように経済同盟が関税同盟の特質をそなえ、かつそれ以上のもの、であ

(1) 1921年7月13日のフランス・フィンランド通商条約第14条。

1923年9月7日のデンマークとエストニアとの間に交換された通商および航海に関する暫定的取極をふくむ覚書 N°4.

Ito, op. cit., p. 300. 参照。

(2) Riedl, op. cit., p. 96.

Ito, op. cit., pp. 300—301.

有田, 前掲論文, 79—81ページ。

(3) Knapp, op. cit., p. 80.

(4) Knapp, op. cit., p. 80.

(5) Knapp, op. cit., p. 80—81.

る場合には、最恵国条項との関係において問題はないであろう。最恵国条項の適用除外が関税同盟において認められるとすれば、より強き理由において、経済同盟にも認められるであろう。

### 3. ガットと関税同盟

**ガットにおける関税同盟の定義** ガット第24条8項(a)は、関税同盟をつぎのように定義している。

《関税同盟とは、つぎの結果をもたらすため、単一の関税地域をもって二以上の関税地域に代えるものをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則（必要な場合には、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第20条にもとづいて許されるものを除く）を、同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、または少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定にしたがうことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則を、その同盟にふくまれない地域の貿易に適用すること。》

要するに、いくつかの国が集って、相互間では関税や輸出入制限を廃止するとともに、外部に対しては共通の関税率、輸出入制限をもつ組織を関税同盟と定義しているわけである。

そしてこの関税同盟は、一定の要件のもとに、第1条に規定する最恵国待遇の例外として認められている（24条4—10項）。

ガット第24条はさらに、《関税その他の制限的通商規則……が、その構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団》（24条8項(b)）、つまり関税同盟と同様に、域内の関税や輸出入制限を廃止するものであるが、域外に対しては、各構成国がそれぞれ独自の関税や輸出入制限をもつ組織、を《自由貿易地域》と称し、これに対しても、関税同盟と同様、一定の条件のもとに、第1条の最恵国待遇の例外として認めている。

**関税同盟形成の要件** ガットの根本原則は、関税や輸出入制限などの通商

規制手段をできるだけ緩和するとともに、その適用については差別待遇をなくし、平等な通商関係を樹立することにある。しかし、ガットはこの理想に対しある種の譲歩を余儀なくされている。それはガット成立当時存在していたいくつの特恵関係の既得権としての承認であり、またそれとの釣合い上の関税同盟や自由貿易地域の新設の承認である。

《締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層緊密な統合を発展させて、貿易の自由を増大することが望ましいことを認める》（24条4項前段）。そこで、諸国間における関税同盟の形成が認められるのである（同5項）。しかし、他方、そのような関税同盟が他国の通商に及ぼす影響をも考慮して、《締約国は、また関税同盟または自由貿易地域の目的が、その構成地域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国とのあいだの貿易に対する障害を引上げることのないことを認める》（同4項後段）と規定し、さらに関税同盟形成の要件を詳細に規定している。

第一に、域外諸国との貿易に適用される関税同盟（ないし自由貿易地域）の関税その他の通商規則が、従来のもより高度であったり、制限的であってはならない（同5項(a)(b)）。自由貿易地域の場合は、各構成国が独自の関税および通商規則を維持するので、そのような判断は各構成国ごとになされるが、関税同盟の場合は、構成国が域外諸国に対して実質的に同一の関税その他の通商規則を適用することが要求されるので、関税については、いわゆる対外共通関税の設定ということが問題となるのであるが、その対外共通関税は、従前その構成地域において適用されていた関税の全般的水準より全体として高くはならない（同5項(a)）。さらに全体として従前の関税の全般的水準より高くなっていなくても、ある同盟構成国にとっては譲許税率の引上げとなるように対外共通関税が定められることがありうるが、そのような場合には、第28条の譲許表の修正に関する手続にしたがって補償すべきものとされる（同6項）。

第二の要件は、域内貿易の自由化である。すなわち、関税その他の制限的通商規則を、関税同盟（ないし自由貿易地域）の構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止しなければならない。もっともこの要件については若干の例外が認められ（同8項(a)(i)）、また《実質上のすべての貿易》というような、

柔軟性のある表現が用いられている。

要するに、外部に対する関税その他の通商障壁を増大してはならず、また内部における実質上のすべての貿易に対する関税その他の通商障壁を廃止しなければならない、と規定しているわけである。

**中間協定** ガットは、《関税同盟の組織（もしくは自由貿易地域の設立）のために必要な中間協定》の締結をみとめ、それを関税同盟（および自由貿易地域）とともに、第1条の最恵国待遇の例外としている。

中間協定というのは、関税同盟（ないし自由貿易地域）の設立にいたるまでの過渡期間の暫定的措置の取極めである。関税同盟（ないし自由貿易地域）の設立は、従来の経済体制にかなり大きな影響を及ぼすものであり、技術的にも関係諸国と種々の利害関係の調整を行なう必要があるため、それを一時に設立してしまうということは、通常の場合、非常に困難である。そこで現行体制から完全な関税同盟（ないし自由貿易地域）の完成までに、何年かの過渡期間を設けることが予想されるわけであり、ガットはその過渡期間の取極めを中間協定と称し、一定の要件のもとにその締結を認め、かつそれを最恵国待遇の例外として認めたのである。

しかし、中間協定によって特惠が設定され、もしもそれが内部的障壁の完全な除去という最終目標にいたらないならば、新たな特惠が残存する結果となるであろう。そこで中間協定は、関税同盟（ないしは自由貿易地域）の形成のさいに要求される要件のほかに、《妥当な期間内に、関税同盟を組織し、または自由貿易地域を設定するための計画および日程をふくむものでなければならない》（同5項(c)）、と規定され、またその採択に対して厳重な手続を課して厳格な締約国団の監督にしたがわせることにしている（同7項(b)(c)）。

ガットは、このような一定の要件のもとに関税同盟（ないしは自由貿易地域）の形成のための中間指定の締結を承認し、かつその中間協定より生ずる利益を、第1条の最恵国待遇の例外として認めている。

**特例** 以上述べたように関税同盟（ないしは自由貿易地域）の形成、または中間協定の採択については厳格な要件が定められているが、なお、ガットは

そのような要件に対する特例として、締約国の提案が完全にはそのような要件には合致していなくても、その提案が協定の意味する関税同盟（ないしは自由貿易地域）の形成に終局的には導かれるものであるならば、締約国の三分の二の同意で、締約国団がこれを協定の一般的例外とすることを認めている（同10項）。このことは構成国のなかにガットの非締約国も加わっているような関税同盟（ないしは自由貿易地域）であっても、締約国が三分の二の多数で承認した場合には、ガット上の関税同盟（ないし自由貿易地域）となりうることを示すととも、また第24条5—9項の要件をみたさない関税同盟（ないし自由貿易地域）の設立も同様な手続によって認められることを意味している。すなわち構成地域間の実質上のすべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止しないような関税同盟（ないし自由貿易地域）も、その目的が《構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国とのあいだに貿易に対する障害を引上げることにはない》（24条4項）と認めて、締約国団が三分の二の多数で承認すれば、設立することができるといえよう。そしてこのようにして設立された関税同盟（ないし自由貿易地域）も、第1条の最恵国待遇の例外とされる<sup>(1)</sup>。

**ガットにおける関税同盟の意味**　ガットにおいて規定されている関税同盟は、ガットの枠内においてのみ適用されるものである。したがって、それは特別国際法の領域に属する問題であって、一般国際法上の問題ではない。

したがって、一般国際法において最恵国条項の適用除外が認められるのは、いわゆる完全関税同盟であるのに対し、ガットにおいては上にみたように、一定の条件のもとに、不完全な関税同盟も最恵国待遇の例外として認められているとしても、また一般国際法上の論議として a *maiore ad minus*<sup>(2)</sup> の論理によって完全同盟と不完全同盟とを同一視する主張は否定されるのに対し、ガット

---

(1) ガットに関する記述は、

内田宏・堀太郎、『ガット—分析と展望—』，昭和36。

大蔵省税関部調査統計課編、『GATT 国際貿易協定詳解』，昭和27年。

によった。

(2) 10ページ，註（4）参照。

においては a majore ad minus 説がとられているとしても、それはあくまでも特別国際法上の問題である。